

議案第 1 号

北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(失職の特例)</p> <p>第 5 条 任命権者は、<u>法第16条第 2 項</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行が猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第 5 条 任命権者は、<u>法第16条第 1 号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行が猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の欠格条項について、所要の改正をしようとするものである。